

令和 7 年 1 月 20 日

第 3 回男女共同参画推進部会

午後6時開会

○人権・男女共同参画課長 皆様、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第3回世田谷区男女共同参画推進部会を開催いたします。

本日進行を務めさせていただきます人権・男女共同参画課長でございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。本日、お忙しい中御出席くださりましてありがとうございます。また、皆様には日頃より世田谷区の男女共同参画施策に御理解、御協力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶申し上げます。部長、お願いいたします。

○生活文化政策部長 生活文化政策部長でございます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。また、旧年中は、この審議会をはじめ様々な場面で区政に御協力いただき、本当にありがとうございます。本年も引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、前回、10月17日の審議会以来ということで、大分日が空いておりますけれども、その際にも貴重な御意見を多々いただいております。本日の部会においても引き続き忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。次第にもございますけれども、今日は協議事項が1件、また報告事項を3件予定しております。この間に区民意識・実態調査を行いましたので、本日は主にそれを中心にいろいろ御議論いただくという形になろうかと思います。次第のとおり進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

会議開催に際しまして3点お知らせがございます。この部会は傍聴を認めて公開で行っております。本日も傍聴の方がいらっしゃっております。また、部会での議事につきましては議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開しております。そのため、本日も速記業者が入りまして、録音もさせていただいております。また、内部の記録用として写真を撮影させていただくことがございますが、どうぞ御了承をお願いいたします。

それから、こちらの部会は過半数の出席がなければ開くことができないということで規定されておまして、本日は、委員1名が御都合が悪いということで御欠席でございます。委員8名が御出席されておりますので会議は成立しております。

続きまして、議事に入る前にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。配

付資料は、男女共同参画に関する区民意識・実態調査を行いましたので、その関係の資料でございます。まず資料１－１、クロス集計についてというＡ３のカラーのものです。それから資料１－２、集計結果（速報値）についてという１枚のもの、資料１－３、集計結果（速報値）というちょっと分厚いものです。次に、参考です。今回も、外国籍の方も対象に実施しておりまして、その外国籍の方のみまとめたものがこちらの参考でございます。続きまして資料２、こちらもちょうと分厚いので恐縮ですけれども、世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）についてでございます。それから資料３、これはいつもの報告事項でございまして、「第二次男女共同プラン後期計画に対する御意見・課題等」への実施状況でございます。そのほかに、このたび始まりました男性のＬＩＮＥ相談のチラシです。それから、令和モデルというパンフレットです。最後に、意見集約票でございます。以上でございます。おそろいかと思います。

続きまして次第２、議事に移ります。ここからは部会長に進行をお願いいたします。

○部会長 それでは、次第に従いましてやっていきます。本日、１０月以来ということで、その間にトランプさんがアメリカで大統領に選挙で選ばれたり、本日あたりからいろいろなことが起きていますね。ガザでも停戦に一応なつたらしいですが、今後どうなるかはまだ分からないとか、トランプさんの就任式が本日ということで、この委員会にも関わりあるような様々な議題が世界的にもいろいろ起きてくると思いますが、その中でも私たちは私たちの世田谷のことをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速次第２の議事に進ませていただきます。

次第の議事を御覧いただきますと協議事項と報告事項がありまして、本日の協議事項、一番大事なのですが、「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」クロス集計についての御意見をいただきたいということでございます。これは実のところ、報告事項の(１)「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」集計結果（速報値）についての御説明を先に行って、その上で協議していただくようにしたほうが議論がしやすい。まず協議しろと言われても、調査結果が頭の中に入っていないと、クロス集計に何を取っていいか分からないということになりますので、そこの順番を変えまして、まず報告事項(１)の「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」集計結果について、事務局から御説明を伺いたいと思います。では、よろしく願いいたします。

○事務局 では、私から説明させていただきます。

まず、資料１－２を御覧ください。男女共同参画に関する区民意識・実態調査の集計結果（速報値）についてでございます。これは、この間様々なところで出させていただいておりますので、大きなところだけ説明させていただきます。

まず、１の主旨ということで、御覧のとおり、５年に１度行っている調査で、前は令和元年度に実施しています。令和９年度にスタートする次期男女共同参画プランの基礎資料とするという趣旨で行っている調査です。

２、調査概要は以下のとおりとなっています。今回は、郵送だけではなく、ウェブでの回答もできる併用という調査をしております。無作為に抽出した18歳以上70歳未満の区民3000人、内訳で申しますと、日本国籍者2910人、外国籍者90人ということで行いました。

３の調査項目ですけれども、(1)から(9)が経年の調査になりまして、(10)男性特有の生きづらさについて、(12)コロナウイルス禍を経た環境変化について、(13)区の政策について、こちらが新しい項目になっております。

裏面に行ってくださいまして、４、回収結果でございます。標本数は、前回同様3000人となっております。令和元年度、括弧の部分が前回調査です。同じ標本数で行っております。ただし、今回は郵送、ウェブ、両方の調査をしておりますので、その下の郵送有効回収数436、ウェブ有効回収数505ということで、有効回答数が941件となりました。しかしながら、令和元年度は997件で回収率は33.2%から31.4%と若干、２%ぐらい下がってしまったという状況でございます。女性37.3%、男性24.9%という状態になっております。

ウェブ回答と併用にしたので上がることを想定していたのですが、そのあたりは、例えば今回の調査の一番回答していただいた方たちが50歳、40歳ぐらいのところといったものも影響しているかと思いますが、思ったほど併用にした効果が見られなかったのかなというのが所感でございます。

５のクロス集計対応表は、また後ほど協議の時間にお話しさせていただきます。

６、集計結果が資料１－３で、また次にお示しさせていただきます。

７、今後のスケジュールとしましては、次回２月26日の審議会のほうで調査の結果報告ということでお示しさせていただく予定でございます。

続きまして、資料１－３を御覧ください。男女共同参画に関する区民意識・実態調査の集計結果（速報値）になります。分厚い資料になっておりますが、現在２月頭をめどに分析をするというところでございますけれども、あくまで性別のみのクロス集計をかけて、

さらにそのポイントの部分や、男女共同参画プラン後期計画の指標になる部分についてはその中で加工していて、前回調査の結果も差し込んである資料になります。こちらでも説明させていただきたいと思っています。

お手元に当日追加資料ということで、こちらのホチキス留めした資料を、口頭だけでと伝わりにくい部分もある懸念がございましたので、業者が今分析しているところではあるのですけれども、私のほうでも少し分析、所感を書かせていただいて、それと共に御覧させていただきたいと思っております。

それでは、まず開いていただきまして、1の単純集計結果です。ポイント等を絞らせていただきながら御説明をいたします。

項目1【はじめに、あなた自身のことについてお尋ねします】とあるのですけれども、これも前回と同様、男性4割、女性6割という回答結果でした。こちらは前回と変わらない比率です。

少し飛ばしまして、属性の部分の変化はほぼ見られませんでした。3ページ、F5の選択肢の「ひとり暮らし」につきましては比率が少し上がっているといった状況がございました。

足早になりますが、次に行かせていただきます。続きまして、項目2です。こちらは主に家族生活に関することで、問1の部分では、男性の家事の協力意識が少し上がってきているというのが全体的に見えました。

ちなみに、黄色いマーカーで引いてあるところが昨年度の情報です。上に書いてあるものは今年度ということで、見比べていただけるように加工しているところもございます。ここは見比べられるところということです。

続きまして、7ページに、問2です。こちらは特に収入の得られる労働について「8時間以上」と回答した女性の割合です。回答した女性の割合が25.2%から34.8%に、これは大きく上昇したと考えています。

続きまして、8ページから16ページの問3は家族のあり方についての質問ですが、(ア)、(イ)、(ウ)、このあたりは、「そう思う」人の割合が増えています。これも前年度のものを参考にしていただきたいのですが、その一方で、(オ)の「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」に関しては、「そう思わない」人の割合が増えているといった結果が出ておりまして、家族感が多様化しているのかなというような傾向が見てとれます。

また、ページをめくっていただきまして、16ページになります。(チ)の「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感する」、ここで男女共同参画プランの基本目標Ⅰの数値目標を取っています。こちらの、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」人の割合が前回調査時81.5%から87%に上昇している。そういったことから、本調査では性別の役割分担意識の解消の方向に少し寄ってきているのではないかというように見ることができると考えています。

続きまして、17ページを御覧ください。少子化の原因についての質問で、「保育施設、育児休業の制度などが十分に整っていないから」の選択率が減少しました。恐らくこの当時、5年前ですか、いろいろ待機児童の話も世間をにぎわしていたのかなということもありまして高い数値になったと思っていますけれども、この数値が下がっている。その代わりに、「経済的負担が大きいから」といった部分ですとか、あと「将来の社会状況を考えると、明るい未来とはいえないから」というところが上昇しております。ここがまた面白いのが、問4の選択肢の「将来の社会状況を考えると、明るい未来とはいえないから」で特に女性のパーセンテージが上がっている、逆に「経済的負担が大きいから」は男性のパーセンテージが上がっている、そういった状況が見えました。

続きまして、項目3【労働・職場について】を御覧ください。

21ページの間10を御覧ください。こちらは女性の働き方について望ましいと思うものはどれかという問いでございまして、特に女性の回答で「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をもつ」という回答が上昇しました。個人の考え方を尊重する傾向の高まりということもありますが、その一方で、現在は单身生活をする人が増えて、より女性は経済的に自立なしでは生活できない状態になっている、そういった側面もあるのかなと見ているところです。

ここで、その他のパーセンテージが多かったので、ちょっと紹介させていただきたいんですが、下に「「その他」回答肢(原文ママ)」とありまして、その他にどういう記述をしたのかというのを全部列挙させていただいている状態です。全体を見まして、「ケースバイケース」ですとか、「個人意思の尊重」ですとか、「本人とパートナー次第では？」ですとか、個人の自由、ケース・バイ・ケースといったワードが多く入っていました。こちらに外国の方から意見を寄せていただいております、英語表記されておりますが、訳で「女性がいつ仕事を辞めるのか、本人が決めるべきである。例えば専業主婦として生活したい女性もいるし、働きたい女性もいる」、そういった記述の回答もいただいております。

ます。

続きまして、問11、女性が長く働き続けることを困難にしたり、障害になっている理由についてというところですが、こちらは依然として「育児」という部分が非常に大きいです。それと、気になったのが、依然として「高齢者や病人の介護・看護」のところですけども、男性が27.6%で女性が44.8%になっています。ここに関しては、女性が長く働き続けることを困難にしたり障害になっている理由ということにギャップが出ているのではないのかなと、この数字を見て思いました。

続きまして、23ページから25ページの項目4にお進みください。こちらは主に育休の取得に関しての質問ですが、ちょっと全体的なところで言わせていただきますと、育休を取得したいという割合は全体的に高まっていまして、また、職場が育休を取得できる雰囲気でないという割合も減ってきていまして、特に男性の育休取得に関しての機運の高まりがうかがえるといった状況になっています。

飛びまして、次に項目6をお願いします。27ページになります。こちらは【ドメスティック・バイオレンス（DV）及び性暴力について】ということです。

こちらにも男女共同参画プラン後期計画の数値目標として基本目標Ⅲに該当しているところですが、どこが該当しているかといいますと、問18のDVについて「法律名も内容も知っている」といった数値ですが42.5%、これは前回30.7%でしたので、11.8%上昇をしている。これは、昨年改正DV法が施行された影響もあるのかなと思っているんですが、いずれにしても上昇しているといった結果でございました。

続いて問19もプラン数値目標、基本目標Ⅲに該当しているところですが、DVに対して「100%加害者に責任があり、許せないものである」に関しましても前回調査の54%から65.6%に上昇しており、いい傾向なのかなと私は考えています。

続きまして、33ページを御覧ください。項目8【男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて】のところですが。

問26は、選択肢の内容を下の前のものと比べていただくと分かるかと思うんですが、ポジティブな選択肢を2つ、ネガティブな選択肢を1つというのが前回の調査でした。平等系が2つと平等になっていない系が1つ。今回は、「平等になっている」と「ほぼ平等になっている」、「あまり平等になっていない」、「平等になっていない」ということで、バランスをとった選択肢に改訂してございます。これによって、より正確な意識調査の結果を得ることができたかと思っていますが、その結果、（ア）家庭生活では、女性が特に男

女平等でないと感じており、(イ) 職場では、女性の意識変化はそれほど動きはないが、男性では男女平等になっているという意識が高まっているという結果であったと。全体的には、男性は男女平等が進んでいるというような意識、傾向が見えましたが、その反面、女性は、男女平等になっていない、ちょっと遅れているのではないかという割合が高まっていて、男性、女性の意識のギャップというものが少し見られました。

続きまして、37ページ、問29です。こちらは、女性の地位を向上させて男女共同参画社会の実現を図るために行政はどのようなことに力を入れるとよいかという質問ですが、先ほども申し上げましたが、「育児・保育施設の充実」が前回よりも減少している。変わって、大きく「学校で平等意識を育てる教育の充実」の割合が高まっているという状態です。

続きまして、38ページを御覧ください。こちらは項目9【ワーク・ライフ・バランスについて】です。

問31がプラン数値目標、基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進のところに該当しておりまして、この選択肢の大体真ん中にございます「「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」方の割合を見て、基本目標Ⅱの数値としているわけですが、こちらの数値に関しましては大きい変化はありませんが、若干下がっているという状況です。大勢には影響はないのかなと思っています。内訳としては、男性が少し低下、女性は少し上昇しています。

続きまして、問32ですが、ワーク・ライフ・バランスを図る上で重要なことは何かということで、こちらは新規の選択肢を設けました。選択肢の一番右から2番目の「在宅勤務」のところですか。これは予想どおり、この在宅勤務の充実というのが高い数値になっております。また、社会的サポートの充実ですとか長時間勤務の見直しが必要という声は引き続き高い数値でございました。

続きまして、項目11【男性特有の生きづらさについて】です。41ページになります。こちらは新規項目になります。

問34、男性らしさ、女性らしさ、その「らしさ」によって負担感や生きづらさを感じたことがありますかという質問で、「ある」と答えた人の割合は男性で29.8%、女性が42.5%、女性のほうがこれで見ると、「らしさ」によって負担感や生きづらさを感じているというところではございました。一方で、「わからない」と回答した人もそれぞれ10%以上いるというような状況になってございます。

続きまして、問35ですけれども、これは、男性が男性であるがゆえに生じる特有の負担感というところで、「家族を養う経済力を求められる」という数値が男女ともに高いです。一方で、「力仕事や危険な仕事を任せられる」は、女性からみると男性はそれに負担を感じているんだろうなということを思うのが44.4%、男性自身でそう思っているのが29.5%ということで、少し乖離しているのかなと思いました。そのほかにも、「弱音を吐いたり」という部分ですとか、「家」を背負って」といった家督の部分のところは男女ともに高い数値になってございます。

次のページをお開きいただきまして、問35－1でございます。それはどのような場面において強く現れると思うかというところです。こちらにつきましては、女性を特に見てみますと、「家庭において」が16.1%、「職場において」が47.6%なので、特に職場という場面において男性の生きづらさ、負担感みたいなものがあるのではないのかとされているという結果になっています。下のその他の部分も、そういったことではなくて、「社会的に」ですとか「社会生活全般」ですとか「世間において」という回答も散見されました。

続きまして、項目12【性的マイノリティについて】でございます。

問37も、性的マイノリティという言葉の御存じですかということで、プラン数値目標、多様性というところで基本目標Ⅳに該当してございます。こちらは前回調査ですと「知っている」が88.8%だったことに関しまして、これは当然かなというところですが94.7%という結果になっております。当然ほぼ全ての人が言葉の認知をしている状態でした。

続きまして、ページをめくっていただきまして、問39に入る前に、その上の、その他の意見で外国の方からメッセージをいただいた英訳のところを述べさせていただきますと「生物学的な性別は男性と女性しかないが、それでも人はどちらの性別を愛する権利も持つべき」、こういった意見もいただいております。

続きまして問39、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が必要だと思うかということについては、こちらも男女ともに「周囲の理解や偏見・差別の解消」が最も高く、80%に近い数値になっております。それに付随しまして「社会制度の見直し」、「教育現場での普及・啓発」という意見が多かったです。

続きまして、45ページの問40です。こちらはパートナーシップの認知度ですけれども、「知らない」と回答した人の数値が全体で10%上昇した結果となりました。当課でパートナーシップ宣誓制度を所管としてやっておりますので、来年度はこの制度開始から節目となる10周年ということもあり、リレーイベントですとか記念誌の作成等実施する予定です

ので積極的に普及啓発していきます。

問41、多様性条例の認知度については前回と比べ微増という状況でございます。

次の46ページ、項目13【コロナウイルス禍を経た環境変化について】、新規項目でございます。

問42は男女ともにほぼ同様な回答結果となりました。「精神的に不安になることが増えた」、「ワークライフバランスが実現できた」、「食事の支度」と「家事」が増えたの順に数値が高くなっています。また、家にいる時間が増えた影響で「家族との仲が良くなった」という数値も高かったです。その他の回答もこの設問だと非常に高く、17%、18%がその他なんです、いろいろ見ますと要は働き方のことを言っていて、もともとリモートだったけどさらにリモート中心になったですとか、在宅勤務の話ですとか、オンラインによる会議、研修ですとか、そういったところが主に書かれていたようにお見受けしています。

最後ですが、47ページの項目14【区の政策】について、こちらも新規項目でございます。

問43は、今年度から施行された世田谷区基本計画の分野別政策の成果指標となっているため、ぜひ質問に入れさせていただきたいとこの間の部会、審議会でお諮りして、入れたところでございます。こちらは最新の数値で80.3%でしたが、それよりも「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」を足した数値ですと81%なので微増したという状態になっています。

また、問44、ジェンダー主流化については15.8%の人が知っているということで、意外と皆さん知っているんだなと感じました。

最後になりますが、問45、区の政策においてジェンダー主流化の視点を取り入れる優先度が最も高い分野ということで、これもそうかなとは思っていましたが、やはり「教育」、「子育て」部門がこの中では一番高い状況です。

雑駁すけれども、以上がこの報告書の集計結果の速報値です。こちらについては今分析をされていて、2月の中旬ぐらいまでには、皆様のお手元でございますけれども、この冊子（男女共同参画に関する区民意識・実態調査報告書 令和2年2月）の分析のような体裁にさせていただこうと思います。報告事項としては、私からは以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

御報告ということで、調査結果の今の御説明につきまして、御説明なかったところでも

結構ですが、御質問、御意見などございましたらお願いいたします。本当はじっくり読みたいところですが。

○生活文化政策部長 この間、アンケート項目については皆様方からいろんな御意見をいただいて、やっとここまでたどり着いたという状況でございます。今、係長のほうで御説明したのが、これを見てどういう課題認識があるのか、雑駁にお話ししたものでございます。委員の皆様は見切れていないと思いますけれども、そのような状況で、本当に御協力いただきありがとうございました。

○委員 ありがとうございます。まずは、すばらしい調査、こういう形になって本当にうれしい気持ちです。お疲れさまです。すばらしいなと思います。

ちょっと気になったなみたいところですけども、やっぱりDVに関する理解とかは男女差が大きくあるなというのが全体的に気づいた、気になるなというところ。あえて男性といいますけれども、男性への理解促進がすごく大事だと調査からも見えるなと思いました。

ここからちょっとLGBTQ関連になるんですけども、防災について、項目10の間33で性的マイノリティの視点という項目を入れていただき、ありがとうございます。3割弱の方が必要だと考えていただいているということは非常に重要で、施策にこれを生かしていただけたらありがたいと思います。

項目12からが性的マイノリティのところですが、御指摘いただいたように、性的マイノリティという言葉の認知が圧倒的に上がっているというのがすばらしいなと思う一方で、問38を入れて本当によかったですね。問38は最後まで議論があったと思うんですけども、正しく理解できている方が4人に1人という状況であって、趣味嗜好だと間違えている方とか、分からないと答えている方、その他で75%という状況で、言葉は知っているけれども正しく理解できていないというところを非常に強く捉えて、ここから、丁寧に誤解を解いていくような理解促進とかをしていかないといけないんだなと思っています。

特に回答で気になるのが、女性の権利とLGBTQの権利が相反するものであるというような誤解が多く見られるかなと思っています。特に、LGBTQの権利はいいけれども、女性のトイレが危ないんじゃないみたいなものとか、お風呂がどうなるんだみたいなこととか、いわゆるトランスジェンダーの女性がお風呂やトイレを安全ではなくするのではないかというような誤った意見がすごく刷り込まれているんだなみたいなことが、こういったところでも見られております。そういった誤解をどうやって解いていけばいいんだ

ろうか、これは、言葉を9割以上の方が知っているからといって、十分な理解とは全然言えないなとすごく強く感じて、衝撃を受けているところがあります。

あとは、さっきおっしゃっていただいたように、パートナーシップから10周年なので、まさにこのタイミングでさらにLGBTQの理解促進をしていただくというのはすばらしいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。問38というのは随分議論しながら入れた項目なんですけれども、やっぱりかなりの方がこの質問文にあるような想定をされるということをどう考えるかという問題がある。それと、もう一つ、LGBTQの、そのとおり、女性のトイレやお風呂をめぐるえせ対立という言い方はちょっと品がないですけれども、ちょっとあおるような意見を出している。これは世界的な傾向なんですよ。SNSその他ですごく広めているようなところがあって、それに皆さん割とのりやすいんです。分かりやすいというか、想像で埋めてしまうんですけれども、そういうことが起きているということあたりのやっぱり危険性というか、難しさですね。どういうふうにそれをちゃんと皆さんの中に了解していただくか等のいろんな課題がここから見えてくる。

そうすると、課題をよりはっきり分析するために、もしクロスとかで、どういう人がどういようなみたいなことがあると、もっと焦点を当てた施策なんかに関係づけられるかもしれないので、そういう案があったら後でよろしく。どうぞ。

○委員 私も問38、結構かなり衝撃だったんですけれども、何か誘導されたのかというのもちよっと思ったのと……。

○部会長 可能性はありますね。個人の自由というところはきっと分かっているのだけれども、だったら趣味じゃない？ みたいなのところになってしまう。

○委員 個人の自由というの何かちょっと。個人の自由というと、何か自分で好きで選んでいるというようなこともあるので若干ずれていて、その他のいろいろ書かれているのも、個人の自由というのがかなり多かったり、あとは、もっと深刻な、さっきの女性の権利との対立的なことを書かれていることも多くて、そこが誘導されたというのもあるのかもしれないとちょっと思いました。ただ、あまりこういう意見を、バックフラッシュ的なことがあるというのはもちろん分かっていますけれども、こういう調査でも如実に出るんだなというのは……。

○部会長 そういう質問がなかったら出なかったので、あえてしたらこうだったというこ

とですね。

○委員 ある意味、実態を反映しているのかもしれませんがね。

○部会長 そう思います。とすると、今後の様々な広報や意識啓発事業などの課題といえるのかな。どの辺に焦点を当てながら、もしあるとするなら誤解はどこにあったか、どうして生まれるのか等の施策を考えていくということが非常に重要なことになってくると思うんですけども、そのためにも皆さんの分析力を。

○委員 趣味嗜好ではないんですよというアピールを改めて。何か基本的なところを改めて感じたというところではありますね。だから、やっぱりおっしゃるとおりで、性的マイノリティは知っているというのは、もうほぼ100%に近くて、そこがきちんとした理解が伴っていないと改めて分かったので、ある意味すごくよかったなと。世田谷区は進んでいるはずと思っていた中でもこうなので、まだまだ丁寧な啓発は大切だということが分かりました。

○部会長 1点そこが大きな課題というのがこの調査で見えてきたということなのかもしれませんがね。ありがとうございます。

○委員 もう1回しゃべっていいですか。ごめんなさい。

○部会長 どうぞ。

○委員 問38のところで、さっきどこを掛け算してほしいかという議論のときに、問38と年代掛け算をしていただけるとありがたいなと一つ思っています。

○部会長 クロス集計ですね。

○委員 はい、クロス集計です。やっぱりこの問38は日本のほかの行政で出せていないので、ここはかなり注目していけると面白いなと思ったときに、年代の掛け算はまずあると嬉しいなと思いました。場合によっては性別の掛け算もあると面白いのかなと思っています。

○事務局 それは出ますね。

○委員 本当ですか。ありがとうございます。

○事務局 これにもう載っているかなと。しかしながら、そういった御意見を頂戴したいです。

○部会長 性別と年齢とか、あとは結婚したり、していないとか、いろいろあると思いますが。

○人権・男女共同参画課長 そうですね。年齢と性別については全ての設問について統計

は出てきます。それ以上、例えばその中で結婚している、していないとか、プラスでかけてくるものについては、もし皆様、これをぜひ知りたいというものがあればリクエストいただければ。

○生活文化政策部長 この後の協議事項で是非ご意見をいただこうということでございます。

○部会長 あと、階層を示すかどうかは分からないけれども、職業とか年収。年収は聞いていないですね。

○人権・男女共同参画課長 残念ながら。

○生活文化政策部長 年収は聞いていないです。

○部会長 社会学者は大体そういうことを考えてしまうのでいけないんですけども、どこに焦点を当てたらより啓発がうまくいくかみたいなことで、より特性が分かるような形で考えていただけると、次のディスカッションがうまくいくと思います。

あと、やっぱりポイントがもう一つあったとすれば、男女差の認識が、男女平等に男性はなっていると考える人はどんどん増えているんだけど、結果として、女性のほうも少しはそう思っているんだけど、そんなに、まだまだあるよみたいな人も結構いるので、その差が増えてしまっているというあたりをどのように考えていくかということも、非常に大きなポイントかもしれませんね。そういう傾向がこの結果として見えてきたと。

一律に男女平等が進んでいるよと思っているわけではなくて、女性のほうが、ちょっとまだだよねと心の底では思っている。でも、男性のほうはもう、こんなにやっているのにみたいな、それで男性のほうはいらつきが生じてくるんですね。まだやれって言うの、これ以上何を求めているのみたいなね。でも、女性としたら、こんなことも全く分かってもらっていない、こんなことも形はあるけれども実際には使えない制度だとか、実態が何だということできっと悩んでいるところもあると思うので、その辺が言語化できるような分析をうまくかけていただけると、どういう人が一番まだまだだと思っているのかということが少し見えるようなクロスとかがあるといいなと思うんですけども、相当その中身は個人によって違うから難しいですかね。

すみません。私がしゃべってしまいましたが。そんなことで何か御意見、御質問等ありますか。協議事項に入ってしまったていいですか。ここのところは面白いとか、ここはどうなっているんですかという御質問は。

○委員 問34の新しい項目11【男性特有の生きづらさについて】、これもすごく興味深く

て、何点かあるんですけれども、生きづらさを感じている、「ある」と回答したのが、男性は29.8%で女性のほうが42.5%というのが、まずどう考えたらいいいのかというのを教えていただきたいのと……。

○部会長 これはなかなか難しいですね。どちらを思い浮かべて言っているのか。大体自分の性別について言っているのだらうと推測はできますけどね。

○委員 その中でも、男性30%ぐらいというのは意外に、そんなにすごく多いわけではないのかもしれないですけれども、ただ、問35のその他もそうですし、その他の回答の自由記述欄を見ると、結構やっぱり深刻だなというのが分かりました。生きづらいと感じている人からすると、かなり深刻なのかなと。なので、少数派なのかもしれないんですけれども、男性自身が生きづらさを感じているとしたら、こういう不満とか生きづらさは救い上げるというか、認識して、丁寧に対面することは大切だなということで、この男性相談というのは有意義なのではないかなと思いました。

やはり男性の相談する場もないでしょうし、こういった不満を打ち明けるところとか表現できる場所がないというのが社会の中の、トランプさんの支持層もそうかもしれませんけれども、何かゆがみとか不公平感とかにもつながっていると思うので、この質問はよかったのではないかなと思いました。

○部会長 これをどう分析するかというのは、実際これから。きっとこのデータは社会学者とか心理学者に上げたら喜んでみんな1年ぐらいかけて分析したいのではないかなと思うけれども、行政はそうは行かないから簡単にやるしかないんですけれども。

最初の質問の中で男性らしさ、女性らしさ、本人がどちらを取ってもいいわけですね。

○事務局 はい。

○部会長 例えば女性でも男らしさにすごく問題関心を持っている人は男性らしさでこんなことがあるとかないとかと。

○委員 そうか。最初は男性らしさ、または女性らしさ。

○部会長 になってしまっているんで、ちょっとそこは言いにくいんですけれども、普通考えて、自分の性別のほうを取るだろうと。そうすると、現実には男性と女性の、女性らしさを求められて不利になるとか、男性らしさを求められて不利になることの頻度みたいなことを考えると、女性のほうが多いのかなということは妥当かもしれない。

あともう一つは、男性のほうに、何で男性らしさの話で答えが出ないということの背景

には、そういうことを言われて、「はい」と答えられないのが男性らしさなんですね。そうでしょう。質問文にあるように、弱音を吐いたり、悩みを打ち明けたりするものではないというのが男性らしさなので、「生きづらいことは何もない」と答えるのが男らしさであるということになる。だから、男性のほうは3割ぐらいしか「生きづらいことがある」と言えないのかもしれない。それをどうやったら分かるのか。そういういろんなことが重なり合っただけでこういう結果になっているのだらうと推測はするのですが、皆様のお知恵を拝借して、それらをどのようにしたら、より分かるような分析ができるか、御意見いただければと。お願いします。

○委員 よろしいですか。ありがとうございます。

改めまして、本当に貴重な結果をありがとうございます。今の問に関係して、私も問35のところ、男性特有の負担感や生きづらさというのが今回一つ大きな追加されたところだと思うのですが、クロス集計をぜひ拝見したいと思ったのが、1つは前回の表の資料1-1の中にもありますけれども、ライフステージ別の集計が気になっています。

というのも、先ほどの御説明の中に「家族を養う経済力が求められる」という項目とか、「家」を背負っていかなければならない責任感を求められる」という項目が高く出ていて、恐らくそのあたりはライフステージ別に見ると、例えば、家族の成長前期とかではと思います。緑の報告書の44ページにライフステージ別の説明があったので、どんなものか見ていたら、独身期とか、家族形成期とか、家族成熟期とか、後半は成長、成熟という過程をたどっていくと思います。

この44ページの下表にあるようなステージごとに見たときに、どのステージにある人がそういった男性特有の負担感や生きづらさを感じているのかが分かると、支援をするときのターゲティングがしやすいのではと感じました。どれが高く出るかは分からないものの、「家族を養う経済力」だと家族成長期が高く出るのではなど、集計においてこのような観点は1つあると思います。

もう1点は、質問も兼ねてですが、同じくクロス集計で見てみたいものに役割分担意識がございまして。この過去の報告書の中で、役割分担意識の説明が載っているのが、質問自体は全然違うのですけれども、109ページだと思います。図表2-7-3に肯定派、否定派と書かれ方をされていて、何に対しての肯定派、否定派かは、質問ごとに違うのかもしれないですが。

○事務局 それに関しましては、このブルーの冊子を見ていただいて、12ページの問3の

(チ)の部分です。これは男女共同参画プランでも取っている数値ですが、要はこの「男は仕事、女は家庭」という考え方に共感する」という間で、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」という方が性別役割分担意識に否定的な考え方、そういった見方でそことクロスをかけています。ほとんどは、大体属性等、単純なところで取っているんですが、そういったところからのクロスも取れますので、そういった視点からも御意見を頂戴できれば非常にありがたいです。

○委員 ありがとうございます。恐らく今の(チ)のところや、1つ上の(タ)も、「家庭や職場において、男性は女性以上に責任を負っている」など、恐らく今回の特有の生きづらさに関連しそうな項目がこの問3の中に幾つかあると思いながら拝見していたので、その観点からまとめますと、ライフステージと役割分担意識は、性別とあわせて分析の視点になるかと思いましたので、コメントさせていただきました。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 ライフステージ区分というのは、F幾つとか、フェイスシートの答えは、やったやつを組み合わせでつくったんですね。

○事務局 そうですね。それがまた分析の途中で出てくる数値なんですけれども、42ページにライフステージ区分とはなんぞやと載っております。

○部会長 調査会社がやってくれたんですね。

○事務局 はい、そうです。

○部会長 そういう形でクロスをかけるのは、ライフステージはどうやって取るのだろうと思っていたんです。これをつくったんだと思って。大事ですね。

あと、ライフステージだけではなくて、前の調査票の中にはもう少しあるみたいですね。世帯構成別に分析したりしているので、Fの中にある性別とか年齢とか聞いているだけではなくて、こういう形で合成したものをクロスするということもできるみたいなので、そうすると先ほどの御意見のように、ここは世帯類型別、ライフステージ別で見たいとか、世帯構成別で見たいとかということも、してもいい、できるということが全体の調査結果分析では出ています。ちょっと頭に入れて、協議事項にもう入らないといけなないので、そろそろ協議に。もう入っているからいいんですけれども、皆さんもぜひ協議事項を……。

○事務局 ありがとうございます。

○生活文化政策部長 まさにその御意見をいただくのは次の協議事項のところをお願い

します。

○部会長 そうなんです。そういうことで、ここはこれが欲しいというのをぜひいただければと思います。今日出なかった分は後でも大丈夫だというお話も伺っているのですが、できれば皆様になるべくこの頭にまだ入っている状況の中で御意見をいただきたいので、それが分かるのが、お手元の資料 1－1 を先に説明していただいたほうが。

○生活文化政策部長 次の協議事項で改めて御説明をさせていただきます。

○事務局 はい。

○部会長 もう協議事項に入っているんですね。

○事務局 はい。お願いします。

○部会長 意見や質問はないですか。

(なし)

○事務局 もう先んじて理解されておりますが、私が初見で見たときになかなか理解が難しかったので、説明させていただきます。

一番左に「経年項目」がありまして、これは基本的にベースとしては経年項目ということでそのままクロスをかけ、一方で、もっと知りたい、深掘りしたいということがあれば御意見をいただきたいというところです。青いマーカーが引いてあるところに関しましては一部聞き方を変えたりですとか質問を少し変えたところになっています。特に今回は、今いろいろ御意見をいただいていますけれども、この黄色い新しい部分について、どのクロスをかけて、掛け算をして、聞いてみたいかというところに主眼を置いて伺いたいと。

この表の見方ですけれども、一番上の F 1、「性別（性自認）」、「S A/MA」とありますけれども、これはシングルアンサー、マルチアンサーということになっています。そして令和元年度の報告書のページが記載されています。これが隣のクロス集計の欄の帯ですとか縦棒ですとか、そういったところに符合しているという見方です。

例えば F 3 の「配偶者の有無」は、35、36と書いてありますけれども、報告書の35ページに帯があり、36ページにもこの帯がありますよと。要は、ここが2つあればクロスも2つあって、その順番が符合している、そういった見方になっています。

帯というのは、項目がそこまで多くないときに経年でどれだけ変化したのを見やすくするためのビジュアル的なもので、横棒というのは、たくさんある項目の中でどれくらいその項目同士に差があるのかを見るものを横棒としています。それも前回の報告書と比べ

ながら、こういったビジュアルなのだというのを見ていただきたいと思います。表というのは、逆に、様々なクロス集計をかけることになるので、とてもグラフでは見えないといったことで数値で落としているものが表という記載になっています。折れ線は折れ線で、縦棒は横棒を縦棒にした、そういったことになっています。

特にこの黄色い部分について、今、男性の部分でも御意見を幾つか頂戴いたしましたけれども、その男性の部分ですとか、コロナの生活変容ですとか、区の政策について何かお知恵をいただきたいなというところでございます。

赤は案で入れてみたところですよ。先ほど委員もおっしゃっていましたが、ライフステージのところは、やはりその区分、区分で生きづらさを感じているという集計も出ているということから、聞いてみたいと入れさせていただいておりましたり、これが是か非か分かりませんが、初めての調査なので、欲張って色々な情報が欲しいなということで数表でも落としてみた。そういったところを案として入れさせていただいている次第でございます。

○部会長 今の御説明に御質問ございますか。

これの読み方で、すごく丁寧によくつくってある表なので、実際に考えるときは物すごく役に立つと思います。帯というのは何か、これは絵で、みんな、これが帯ねとか、横棒はこれだねとかとね。

○事務局 そうです。このビジュアルで見たほうが分かりやすいと思うんです。

○部会長 ページがあるのでそのページを対応させて、ああ、こういう書き方を帯というのかとか、これが横棒と言っているのか、数表はこうかみたいな形で書いてくださっている。

○事務局 例えば34ページですと、(1)の性別のところは帯、帯はこういうビジュアルになります。横棒というのが、ほかのいろんな項目を比べたい、そういった見せ方をしたいというのもありまして、このように横棒にしているといったところです。一方で、表というのは、DVのところでは144ページにありますが、女性で、就労状況はどうか、プラス未婚か既婚かという方に関して、「命の危険を感じるような暴力行為」はどうかということになると、マトリックスがすごい量になりますので、これを棒線の数値にしたら細切れになり過ぎて何も見えない状態になるため、数字で落としている。ただ数字で落としているだけでなく、高い数値には色分けをして分かりやすくしております。

ですので、ビジュアル的に数値でやはり見せたいところに関しては大きく聞いたほうが

いいと思ったのですが、私の個人的な考えですと、新しいところで、どういう人が、また、どういう結婚状況の人が、というのを一遍に数値で見られるので、つい表という記載にしたのですが、そのようなところも含めて、段階的に聞いたほうがいいのではないのですとか、いろいろな意見をいただきたいと思います。

○部会長　ということで、大分頭の中が整理できるんですが、こちら(資料1-1)のほうは全体のものなので、もし黙っていれば大体全体と同じような形の……。

○事務局　はい。基本はそちらで考えています。

○部会長　希望すればできると。

○事務局　はい。

○部会長　今、クロス案は赤で入れていただいているんですが、議論していないのが、やっていないのが黄色い部分で、ここの御意見を取りあえず中心的にいただく。今の原案でよければそれでということなのですからけれども、こちらのほうがいいのか、これも欲しいとかという御意見があったら、これは前の報告書では全然ない項目なので、お願いしたいと思っています。

先ほどの御意見は、男性特有の生きづらさを最も強く意識しているというところをライフステージ別に出していただきたいということでしたね。そうすると、これは一応原案に入っているんですね。

○事務局　そうですね。ライフステージで、私、入れ込んでみました。

○部会長　横棒なんですね。横棒でいいのかな。分からないけど。イメージとして、こういういろんなそれぞれの意見があって、それがライフステージ別……。

○事務局　また、どういう人が生きづらさを感じているかというところで、上に、「性別・就労状況別」というのがありますけれども、多分、そういったものにクロスをかければ、どういった就労状況の方が生きづらさを感じているのかというところもある程度見えてくると思います。

また、これはまた新しい項目を入れなければいけないのでどうなるか分かりませんが、一番右の「性別・常勤の勤め人別」というのは、ある選択肢の中から、抜き出す。例えば、先ほどの性別役割分担意識から取ってきているので。詳しく言うと14ページの問6の5番、6番に答えた人を引っ張ってきているので、逆に、非正規であるとか困難女性のクロス集計に関連しますが、正規ではなくてパート、アルバイト、派遣スタッフの方を抽出したらどうなるかとか、そういったところも少し興味もあります。

○委員 すみません。調査の作法が分からないので恐縮なんですけれども、例えば問19とか、明らかに男女差が10%以上開いているものとかを分かりやすく色づけするとか、何か印をつけるとか、何かやり方はあるのでしょうか。

○部会長 男女差が大きい項目ということで、大きいものについては分かるようにするということですね。

○事務局 今回の問19、ドメスティック・バイオレンスのところでということですよ。

○委員 今回のです。ドメスティック・バイオレンスとかもそうですし、あとは生きづらさの項目とかもそうだったと思うんですけれども、男女で明らかに差が出ているものは、議論しやすいように、何かマークづけ、色づけする方法があるのだろうかみたいなことが1つです。

○事務局 なるほど。

○部会長 それは、きっと報告書のつくりとして、経年変化が大きかったもの、男女差が大きいようなもの、そういう幾つかのくくりで最初書き出すというやり方が1つありますね。そうすれば読む人が、ああ、そうか、男女差がこういうところが大きくなっているんだとか分かったほうが面白いですよ。読みやすいというか。

○生活文化政策部長 男性と女性の差が帯で分かりやすくするということですか。

○部会長 それもありますけれども、どの項目が特に男女の差が大きいかということが一目瞭然で分かるということですね。

○人権・男女共同参画課長 あとは、総括みたいなのところに書くとか。総括の分析のところに主だった経年変化で、今回違いが見られたものとか、あとは男女の意識のギャップが大きいものであるとかというのを総括みたいにして、その辺を調査会社に分析して書いてもらってということは考えられるかなと思います。

○事務局 要は、数字全体を見せて、ギャップ、乖離があるところに関して特筆してそういった乖離があると文書で総括をする。

○人権・男女共同参画課長 それで報告書の中で見せていく。

○部会長 そうですね。報告書の中の問何とかで、あとはどうせ単純集計表をつけるでしょうから、この項目については非常に大きな男女差が見られたみたいな形で挙げておいて、自分で見ろよみたいな示唆を与えるということはあるでしょうね。特に新しい項目については初めての情報になりますので、それについてはそういう分析をしておいたほうが今後も役に立つかなと思います。ぜひ総括その他で、今日のこれもととてもよかったんです

けれども、最初に説明していただいたあれと似たような雰囲気、特にここのところが今回の調査結果の読み方、読むポイントですみたいな、そういうところを示していただけると、読む方はとても分かりやすいと思います。

○委員 あと引き続き、何個かいいですか。ごめんなさい。

○部会長 どうぞ。

○委員 問36の性別の悩みの有無とクロスしていただきたい項目なんですけれども、問33の防災に「性的マイノリティの視点を取り入れる」と答えている方はL G B T Qの方のほうが高いのかなと思うので、ちょっとここは当事者性がある方がどれくらいなのかなというのを見たいなと思います。

続きまして、問39と問36をクロス集計できると、当事者の方が何を求めているのかというのが見やすいかなと思ったのでお願いします。

あとは問43の自分らしく安心して暮らせていますかというところと問36をかけて、L G B T Qの割合を見られるといいのかなと思いました。

あともう1点なんですけれども、問38で、これはどこで取るのがいいか分からないんですが、学歴もしくは就労状況とかで問38がどういう傾向の違いが出るのかというのをひとつ見られたらうれしいなと思っています。なぜかという、マイノリティ性がある方がほかのマイノリティ性を理解しづらいとか差別しやすいということは世界的に見えてるところかなと思ったときに、問38が、学歴とか今の就労状況とかで何か差が出るのかしらというところは少し興味があります。お願いいたします。

五月雨式に、すみません。以上です。ありがとうございます。

○事務局 いえいえ。ありがとうございます。

○部会長 これまでクロスするのに使った変数はもう出ているんですね。

○事務局 はい、そうですね。

○部会長 これ以外の変数をつくれるのかもしれないんですが、それはまた難しそうだなと思ったりして。学歴は取っていましたか。

○事務局 取っていないですね。

○部会長 自治体の調査というのは、年収とか学歴とか、職業とかそういうものについて聞くと、とてもセンシティブなんですよね。皆様はそういうのを聞かれたくないし、答えたくない。社会学者だとそれが一番好きだからやるんですけれども、そうすると、やっぱり明白に回答率が減って来たりします。プライバシーの侵害だと思う方が多いのだと思い

ます。でも、就労状況別は欲しい。

○委員 はい。

○部会長 就労状況別、例えば先ほどの問38とか。

○委員 そうですね。問38と、就労状況別で非正規の方なのかとかが分かるといいなと思いました。

○部会長 性別・結婚状況別とか、去年ですね。性別・役割分担意識別は取っていて、性別・就労状況別は取っていない。

○生活文化政策部長 いろいろな要素が入ってしまうと、数表になってしまう。

○部会長 新型コロナウイルス感染症における変化というのも、実はライフステージ別とか子どもの有無とか、いろいろ知りたいところではあるんですが……。

○生活文化政策部長 あると思います。

○部会長 性別・就労状況別・結婚状況別の数表に今、案はそうなっているんですね。

○事務局 そうですね。性別は当然ですけども、どんな就労状況別の方がどういう変化があったりとか、婚姻状態はどういう感じか、家族環境はどういう状況なのかというのを、一遍で取っているのが数表になっているのですが、分けて取って、棒にして分かりやすくしてもいいかなとも思っています。

○生活文化政策部長 144ページを御覧いただくと、数表でやると、このようになります。これを細かく分けていくと、結局全体はどうなのか、ということになってくる。

○部会長 そうですね。初めての質問ですので、また今後もこういう状況が起きるとは限らないので、非常に大事な質問ではないかと思うんです。まだ記憶が新しいうちにこれについて回答していただいたということで。

○生活文化政策部長 アンケート項目もいろいろと皆さんに御検討いただく中で、やはり男性の生きづらさについてもクロスがかけられるように、女性にも一般的に聞けるようにした方が良く、という御意見があったかと思います。そういう目線で、今回はこのようにかかっているので、時間が足りない中で、いろいろ御意見をいただいて、せっかく取った数値ですので、できるだけ生かしていけるようにしていきたいと思っております。

○部会長 その意味では、問34、女性も入っている、「らしさ」による生きづらさの感覚の有無というところで、今は性別・就労状況別・結婚状況別の数表になっているんですが、これはやっぱり2つ、分けてもらったほうがいいような気がするんです。分かりやすさと、就労状況別と、それから結婚状況別、男性・女性別、性別も入って。

○事務局 はい。

○部会長 その辺が最大、女性らしさの大変さを感じているというのは、恐らく雇用の中で非正規労働で、女性だと非正規しかなくて、結婚していない人は非常に厳しい状況があり、そのことから女性であること、あるいは女性だからパートしかないとか、そういうところで物すごく苦勞しているみたいな気持ちの人がいるかもしれないあたりがうまく出るといいなと思っています。

コロナでもジェンダーの話が世界的に物すごく問題になったんです。コロナ禍の中で女性の貧困が急速に悪化したというのがあったので、そういうことがうまく分析できるといい。在宅ワークというのは出るんですけれども、それは結構、正社員の人には在宅ワークを女性でもやっているんですが、エッセンシャルワークと言われたような対面で働いていることが中心の職種が、特に非正規の中でとても多いんです。販売職とか看護職とか介護職とかですが、そういう人たちが物すごく大変な状況に置かれたということが、世界的にはきれいに出ているんです。

なので、このあたりはちょっと面倒なんですけど、幾つか分かりやすく。表でちょっとやるのもいいんですが、1つずつ、ちょっとやっていただくと読み手はありがたいです。数表をもらって、ううんとやるのもいいんですけれども、読み飛ばすのでね。難しそうで、すみません。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 あとはいかがでしょう。問34から35、また、性的マイノリティも含めて42、あと、区の政策についてあたりが新しいです。どうぞお願いします。

○委員 今の問34と先ほど出た役割分担とで申し上げると、この青い報告書の中の12ページに少し関連すると思う問があります。具体的には12ページの（オ）ですけれども、育て方に関する問なので少し違うかなと思いつつも、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」という、「らしさ」に言及した質問があると思います。この「らしさ」というのが恐らく、ここでは育てるのがよいという聞き方ではありますが、行く行くは負担感や生きづらさを感じるような循環にも繋がるのではないかと思いますので、この質問はクロスとして関係性があるように思いました。

あと、恐らく分析されると思うのですが、問35-1と問35は、どの場面で感じるかという問なので、クロスをかけていただくのがよいように思いました。

○部会長 よろしければ、そのようにしていただけたらよろしいかと思います。

ほかはいかがでしょうか。そのことに関連しても、していなくても結構です。

43、44、45はいいか。あんまりクロス集計を取っても。それとも、しておいたほうがいいですか。区の政策についての御意見が、どういう方々により賛同されているか、賛同されていないか。これはマーケティングに近いようなところがあるので、ぜひ内部でいろいろ細かくやっていただいて、報告書というよりはそれぞれのこれからの広報戦略を考える上で御利用いただければみたいところがちょっとございますね。

○事務局 はい。

○部会長 あんまり表に出すと、何だという感じもしますので、区民からすると、ええっとか思ってしまったりますので。

あとは、特にここでなくても、上のほうのところでまだ不十分、もっとこういうふうにしたら分析が面白いものができるのではないかとということでも、御意見あったらお願いいたします。

時間的にそろそろかな。いかがでしょうか。今日出なかった御意見もまだあると思うんですが、今後どうするという御予定がありましたら。

○事務局 意見集約票でもいいですし、メールでまたお伺いさせていただきます。報告書の作成のスケジュールの兼ね合いもございまして、1月いっぱいぐらいをこの締めとさせていただきます。またお問い合わせさせていただけたらと考えています。よろしく願います。

○部会長 これが終わった後でも御意見いただければ、またそれを分析に反映することができるといいますので、ぜひよろしくお願いいたします。

今、このところでやっぱり気がついたことがありましたら、なるべく御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

よろしければ、次の報告事項に移らせていただきます。協議事項についてはそのような形で、ぜひ、これから気がついたことがありましたら御連絡をお願いします。また、報告事項の後に思いついたらそのときでも結構です。

それでは、報告事項の(2)困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(案)についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 本件担当係長です。後方から失礼いたします。説明させていただきます。

世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(案)についてでございます。まず、本件については10月の審議会で検討状況を御報告させていた

だいております。今回、基本的な方針（案）がまとまり、1月8日の政策会議で政策決定しましたので報告いたします。本日の部会で御報告の後、御意見をいただきまして、2月の常任委員会にてさらに報告、決定の予定でございます。

こちらの資料に基づきまして説明させていただきます。まず、資料2をお手元にお出しください。

1、主旨でございます。令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。これまで女性への様々な保護支援は、昭和31年制定の旧売春防止法の婦人保護事業に基づいてなされてまいりました。売春防止法での女性の補導や保護更生という視点から、実に66年ぶりに女性の人権・福祉の増進という視点で刷新して、新しい法律を制定したのがこの法律になります。この法律に伴う今後の区の対応については、令和6年5月、本推進部会の部会長を座長に、庁内横断的に関係所管の委員から構成する困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会——この後あり方検討会と言わせていただきます——を設置し、検討を行ってまいりました。

2、これまでの経緯でございます。こちらはこのとおりでございます。2ページにお進みください。こういった検討を重ねながら、同時並行的に6月から今年の1月にかけて、女性支援に関する先進的な取組を行う自治体や民間団体等、計10か所への視察やヒアリングを行ってまいりました。

続きまして、3、あり方検討会での主な意見です。全4回開催いたしました。

その中で、女性特有の困難さについてです。まず、こちらは男女ともに知ることの重要性や複合的な問題があることから、関係各課と一緒に検討することの必要性というような御意見や、また、区の支援の現状や女性相談支援員の課題について、とにかく本法の対象が幅広いことから、今まで見落としがちだった課題別に順次検討の継続ができればいいという御意見がございました。こうした検討結果を踏まえまして取りまとめましたのが、こちらの基本的な方針（案）でございます。

まず、本体の方針（案）を御説明します。右上の数字で5ページを御覧ください。こちらが基本的な方針の案でございます。

めくっていただきまして、7ページに「はじめに」ということで、あり方検討会の座長から、今後の区の取組への期待も含めて御挨拶をいただいております。

次の目次に続きまして、右上10ページに参ります。ここでは、男性にも困難な状況があるのになぜ今女性への支援なのかという点は、検討会の中でも区議会でも疑問の声が上

っている状況がございました。そんな中で、まず最初に「女性特有の困難さ」について説明を入れてある次第でございます。

続きまして、右上15ページを御覧ください。こちらでは、「困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題」として、(1)支援の中核機関の現状と課題として、国の基本方針では、支援の中核となるものとして、3つの機関、①女性相談支援センター、②女性自立支援施設、③女性相談支援員について挙げております。その3つの機関について、現状と課題を記載しています。これらの中核機関は、定期的な意見交換や日常的な連携を深めることとされております。①、②については東京都が設置の主体でありまして、実施しております。③の女性相談支援員は東京都にも区にもおりまして、世田谷区のほうの課題も書かせていただいています。

続きまして、右上17ページで、女性相談支援員について説明させていただきます。こちらに区の現状を書かせていただいたのですが、昨年3月までは売春防止法だったので、婦人相談員という名称で従事しておりました。支援員自体はもう既におりまして、支援は継続していたという状況はございます。その中での法の成立でございます。ではどのくらいいるかというと、令和6年4月1日現在21名の女性相談支援員を各総合支所の子ども家庭支援センターに配置してございます。

18ページを御覧ください。こちらが区の相談支援の現状でございます。上段の棒グラフにある女性相談の受付人数ですが、令和5年度では来所、手紙、電話等の総計1284人の相談に対応しており、相談対応実人数の全体数はやはり増加傾向でございます。また、下の段の表を見ていただきますと、その主訴の約7割がDV/離婚のうちのDVと、子どもや親・親族からの暴力ということで親族間暴力となっております。

続いて、19ページに参ります。中央の棒グラフを御覧ください。こちらは区の若年女性相談ということで、18歳から30歳未満の来所相談者の方の背景課題等をまとめてございます。約半数のケースが、過去に親からの虐待を受けていて、兄とか祖父からの親族の暴力を含めると約半数以上となっている現状がございました。

下の段に課題をまとめてございます。次の20ページまで、まとめて課題を入れているのですが、まとめてお話ししますと、相談者が日頃のつらい思いを構えず話せる場所の不足や、若年女性を支援する民間団体との連携、女性相談支援員の専門性の向上や推進体制の強化を課題として挙げてございます。

続きまして、隣の21ページをちょっと御覧いただきたいのですが、あり方検討会に出て

いる様々な部署、女性相談支援員を擁する子ども家庭支援課以外の部署からも、女性相談の事例、女性からどんな相談を受けているかというものを集めさせていただきました。その中で5事例を事例として挙げております。こちらは、これを挙げたことで、どんな相談があるのかということを皆さんイメージしていただけているかなと思っております。コラムとも併せて困難な問題を抱える女性の状況を具体的に書かせていただいております。

ここまででもうお分かりかと思いますが、法律は今回新たにできましたけれども、既に女性相談の対応はしてまいりました。この間もやってまいりまして、世田谷区でも女性相談支援員を数多く配置して支援は継続していたのですが、法律になったことによって、法律を背景にさらに強化できていくと考えてございます。

続いて、24ページを御覧ください。こちらは本日も御参加いただいております男女共同参画センターらぷらすにおける女性相談の現状と課題でございます。真ん中の利用状況の年度推移とかも御覧いただきたいのですが、らぷらすへの相談の傾向としましては、相談者は主に四、五十代が主流、また、結婚されている方の御相談の割合が多いというような特徴がございました。ここで区の女性相談支援や適切な関係機関へつなぐなど、今後一層連携を深めていく必要があるということでございます。

続いて、右上28ページを御覧ください。ここからは庁内関係所管の支援の現状と課題としてございます。

①は、法律に基づく国の基本方針というものが出ており、その中で求められている支援の内容、体制がございまして、そちらに対応する区の現状を書かせていただいております。これを見ると、男女ともにももちろん支援が行われているのですけれども、ほとんどの項目は網羅しているという状況が分かりました。

続いて、少し飛びますが、右上38ページを御覧ください。こちらは、先ほども御説明しましたけれども、②関係各課等における女性支援事例の状況でございます。庁内各課が対応している女性からの相談のうち、困難だった事例や早期に支援が必要だった事例を検討会から挙げていただいております。こちらは年代ごとに課題をまとめたものです。数としては49事例なのでちょっと偏りはあるかと思いますが、この中で傾向を見せていただきますと、特徴としては、とにかく年代にかかわらず上位を占めている課題が孤立、精神疾患の2点でございました。また、18歳から30代の事例の中では3割弱が何らかの性被害に遭っていたというような状況がありました。39ページにはこちらの課題を記載させていただいております。

続いて、42ページを御覧ください。先ほども御説明しましたが、民間団体等の活動状況、視察に行った内容をまとめてございます。

続いて、45ページを御覧ください。ここからが「今後の取組み」になっております。こちらについては、かがみ文に戻っていただきまして、まとめてお話しさせていただきます。2ページを御覧ください。下のほうの4、基本的な方針における今後の取組みというところで説明させていただきます。

まず、(1)基本的な考え方としては、法の基本理念に沿って、①本人の意思を尊重した支援を実施する。

②様々な状況にある困難な問題を抱える女性を支援する。様々な状況というところでは、年齢、障害の有無、国籍等を問わず支援ということになっております。

3ページに参りまして、③庁内各課・関係機関・民間団体等の連携強化としております。支所で行っている女性相談支援員は引き続き支援対象者にとって最も身近な相談機能を果たすとともに、女性相談支援員だけではなく、児童福祉や高齢者福祉、障害福祉などとの連携で各総合支所において支援を実施していくこととなります。

続いて⑥では、こちらの基本的な方針の立ち位置についてですが、令和7年4月から9年3月末までの2か年は、本基本的な方針に基づく支援に取り組み、課題別の新たな取組や残された課題について検討を継続します。そこで、令和9年3月末策定の第三次男女共同参画プランの中で改めて整理して、基本計画として策定し、男女プランの中に内包して推進してまいりますということで、引き続き審議会や部会の中でこの検討を深めていただきたいというところでございます。

次に、こうした基本的な考え方に沿って取組を推進するための方策です。3ページの下、(2)全庁的推進体制の構築です。

これは、通常であれば、施策はどんな取組をやるのか、そのための推進体制は何なのかという順番ではないかという御意見は度々いただいております。というのは、既に各部署で様々な女性支援を行っています。やっているのですけれども、検討会でも、案外、庁内のほかの課の事業内容について理解が十分でないこと、横の連携のさらなる強化が重要であるということから、あえて推進体制の構築のほうを先に持ってきております。

その中では、法に基づく支援調整会議の新たな設置、②以降の記載のように、様々な部署との連携強化を図ってまいります。そして、4ページのほうを御覧ください。⑥人材育

成というところが大変重要になってまいります。相談の質の担保を図っていきたいということが書かれております。

続いて、(3)課題別の新たな取り組みです。

①女性相談窓口の改善と周知では、全ての総合支所に女性相談のサインを設置する。実は、女性相談はちょっと隠されていた部分がありました。なぜかという、DVの相談を主に受けていたことから、DV加害者による追跡は女性相談支援員にも相談者にも関わる場所で、相談者の方をシェルターにお連れしたときに追跡があると、シェルター自体の迷惑にもなったりとか危険が及ぶということで、あまり表に出してこなかったという事実があるのですが、そこを組織としての対応をすることで、女性相談ができるんだというサインをしっかりとつけるということをこのたび決めてございます。あとは、区の公式のSNSを活用した定期的な配信でございます。

続いて、②女性性に起因する女性の困難さへの対応というところでは、民間団体との連携も視野に入れて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発等の取組の推進を行ってまいります。

③居場所や住まい等の創出と連携による支援につきましては、支援の届きにくかった若年女性や中年層単身女性への予防的対応としての身近な居場所等の創出などに取り組んでまいります。

④民間団体等との協働した支援では、支援調整会議等を通じた連携のほか、民間団体との協働方法について引き続き検討を進めてまいります。

続きまして、5は先ほど説明いたしました。

6の今後のスケジュールです。冒頭にお話ししたとおり、2月の常任委員会等で報告するのですが、2月の議会報告では、私どものこの会議体は区民生活常任委員会なのですが、福祉保健常任委員会と子ども・若者施策推進特別委員会での3つの併せ報告の予定をしております。こちらに報告し、3月に方針を策定し、その後は記載のとおりとなります。

大変長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

大変大部なもので、下書いてあるページと上書いてあるページが2つあったので、最初ちょっと混乱したんですが、通しのページのほうで御説明をいただきました。下のほ

うは通しではなく（案）の別添のページ数が振ってございました。

なかなか議論は難しかったのですが、法のほうは皆さん御存じだと思うんですけども、困難を抱える女性への支援のための施策を行うような法ができました。それに対応をちゃんと区としてもしなさいということがそこに定められておりますので、世田谷区が庁内全体でこれまで何をやってきたかということのをさらった上で、どのようなことをしたらこの対応がよりよく行くかということで、足りないところとか特に必要なところの御意見をいただきながら、今後このようにしていったらいいのではないかと案をまとめたということで、ここに対しての御報告です。大変重要なことだと思いますので、御質問などありましたらお願いします。

○生活文化政策部長 本部会長に座長になっていただいて、この間取りまとめてきたわけですが、区はこれまでもこういったターゲットを明確にしたわけではなくて、女性の支援はずっとやってきていて、女性相談員も21名いるわけです。これはほかの区に比べても多いかと思います。それをそれぞれで聞いていくと、それぞれではやっているんだけど、新しく困難な問題を抱える女性へということでスポットを当てていったときに、やはり横断的なつながりが非常に大事であるということで、各課にもお集まりいただき、いろいろ議論していく中で、ここまでまとめてきたというところでございます。

このタイミングで、2年後には第三次の男女共同参画プランができてきますので、これを基にしながら、実践し、皆様に審議会の中でもいろいろ御意見をいただいて、プランの中に盛り込んで計画化していきたい、ということで御報告しているというところでございます。まずは方針で大きな枠を決めていき、今後、計画的に進めていく事柄については計画に内包していくというものでございます。

今回これを契機に検討会を設けたことで、庁内で複合的に問題を抱える方がいることが非常に明らかになってきた。それは今お話しがあった事例を見ていただくと、問題を抱える女性は幾つも複合的になっている状況が非常にクローズアップして見えてきたところがあるので、連携強化しながら、この方針に基づいてやっていくということを政策決定し、この後、議会にも御理解を求めていくというのが現状でございます。

○部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。御質問等ございましたらお願いいたします。

○委員 本当に複合的に階層的になっていて、ですから、ここの3ページの(2)の③福祉関係各課・庁内関係所管との連携ということで、今、部長からお話があったようなこと、

本当にいろいろなところへ関わって行って、でも、その方本人にとってはそこだけで済むわけではなくて、様々な問題を抱えているから、それが解決できるように支援が繋がっていくのかなと思って聞いていました。

それで、お尋ねをしたいことがあるのですが、「女性特有の悩み等を把握した場合」とここに書かれていますが、困難な事柄を把握する際は、その本人からの申出なのか、または本人の周りにいる人からの申出とかそういったことでもつながることができるのかどうかというところをちょっとお尋ねしたいと思いました。

○事務局 基本的には、やはり御本人様からの御相談がないことには、つながるのが難しい現状がございます。御親族からの御相談があったとしても、御本人にアプローチするためにはやはり御本人に相談に直接行くような促しを御相談者からしていただくというようなお手伝いをしていただかないと、御本人が意思を持った成人の方への御支援なので、介入がかなり難しい状況がございますので、やっぱり御本人の御相談となってまいります。

○委員 やっぱりそうなんですね。

○生活文化政策部長 こちらの64ページが検討会のメンバーになるのですが、これだけ幅広く女性に関わっており、若年女性もかかってくるので、子ども・若者部もメンバーに入っています。これだけ多岐にわたった所管と協議をしてきて、この形になっているということでございます。

○部会長 なかなか難しいんですけれども、そのところは一番落ちてしまう可能性はありますよね。

○委員 そうなんです。それで落ちてしまっています。

○部会長 幾ら言っても、子どものほうと、年齢が若いと決めつけてはいけませんが、相談者の方が結構若くて、やっぱりそういうことに相談する気にならないとか、それでどうしていいか分からないみたいな親御さんが山ほどいますね。でも、それではやっぱり相談に乗れない。若者であれば、年齢的にまた別の枠組みがあるんですか。

○事務局 そうですね。18歳未満であれば児童福祉法に基づいて児童虐待の介入の方法はあるのと、65歳以降の高齢者については介護保険法や老人福祉法があるのでまた介入の方法があるんですけれども、そうでないところについてはなかなか御本人の意思がないと難しいところがございます。

○部会長 成人年齢ね。

○人権・男女共同参画課長 今回、女性相談支援員というものが、先ほど係長からも説明

したとおり、表に出していなかった分だけ庁内でも意外と知られていなかったという部分がありました。今回このように横断的に各部署を集めて検討したことによって、女性相談支援員が支所にいるんだということが分かったので、ほかの窓口に来たとしても、福祉関係の各窓口で、女性相談支援員がいるからいかがですかというつなぎをしていただけるように、今までよりは、はるかになるのではないかなと考えています。そこも結構重要なと考えています。

○生活文化政策部長 職員の名簿も女性支援相談員という肩書ではないんです。生活支援専門員の方が女性支援相談員を担っているというところです。これまでをイメージすると、点で支援してきたところをもう少し網をかけていけるようになってくればいいのかというような取組は一步進めていこうと思います。

○委員 分かりました。例えば、親族とか知人とか家族とかが相談に行って、そして、つなげたいんだけどもどいうふうにしたらいいだろうかという御相談はできるのですか。

○事務局 現在もそのように受けています。

○委員 それは可能ですか。

○事務局 可能です。ただ、つながるまで少しお時間がかかったりとか、いろんなアプローチがあるので、お子様がいる場合はそちらからという手もあったりもします。

○委員 分かりました。今までも何人かそういう困難な人たちに関わってきたものですが、ただ、本人に話をしても、一緒に行くからと言っても、なかなかということもありますし、女性特有の困難というよりも、別のもっと複雑な困難を抱えている場合には、そこへ本人がたどり着くということがなかなか難しい。それでどうにもならなくなってしまうという状況になる。最悪の場合は命を落とすということもあり得ます。ですから、そのところで何か突破口がないのかなと思ひましてお尋ねをした次第です。

○部会長 精神科のお医者さんの介入とか、そういうようなことがあればまた別なのでしょうね。医学的な意味で危機管理みたいな。

○事務局 自傷他害のような状況がないと介入が難しいというところはありますが。

○委員 そうですね。今、精神科のほうもなかなか難しいということも承知しています。ですから、やっぱりそのあたりが何かうまくできていかないかなというのがありますね。

○部会長 そういうのをうまくいかせるためにも、いろんなところの相談を受けた方々が難しかった事例を共有することによって、何かできないかというようなことを考えるきつ

かけにもなりますね。そういうことを今までそれぞれが持っていたんだけど、それぞれが持つのではなくて全体としてももう少し、相談がどうしてうまくいかないのかというところを話し合うきっかけみたいなものも、この連携で少し生まれるのではと。

○委員 そうですね。

○部会長 解決までは遠いんですが、こんなふうなやり方をすれば、例えばその間だけちょっとでも時間が、逃げ出していつてしまったり、どこかに行ってしまうたり、家出してしまうたりするのではなくて、もうちょっと待ってもらえるとか、これまでのいろいろなよかった事例とかうまくいった事例とかも共有できたりすれば、1人1人の支援をしていらっしゃる方の苦労は少し減るかなというか、いい方向でいい支援に結びついていくといいなというぐらいの、すみません。そんなところなのかな。

難しさも随分あるんですね。実際調査すると、かなり問題を抱えている方が実際の相談に結びついていないということがやっぱり最大の問題なんですよ。そこをどうやってやっていくかということが、この法律の肝だったりするので、それで民間団体のノウハウとかをいろいろ教えていただいて、勉強されてきたんですね。居場所を自然につくるとかね。居場所の中で相談が自然に出るようにする工夫とか、いろんなことを皆さんなさっていて、それは随分、公的な相談機関とまた違ったやり方も取っていらっしゃる場所もあって、公的なところができるできないは別なんですけどね。そういうことで、できないはありますけれども、民間団体はかなり工夫されているということも、いろいろ教えていただいてありがとうございました。ヒアリングに随分行っていただいたので。

課題はたくさんあるんですが、取りあえずこんなふうな形で体制を組んで、少し動かしてみても、また少しずついい方向に動かしていくということですかね。

○委員 そうですね。

○部会長 それで、毎年、うまくいった場合とうまくいかなかった場合みたいなレポートをちゃんと集約できるようなシステムをつくっておくということが、知見を積み重ねるという意味で、非常に重要なのかもしれませんね。そのあたりによろしくお願ひしたいと思います。

あとはいかがでしょう。結構時間がかかってしまって。では最後、報告事項3のほうに急いで行って、お願ひしたいと思います。

○事務局 はい。よろしいですか。

○部会長 皆さん、いいですか。御質問があったら。大丈夫ですか。

○事務局 では、資料3の「第二次男女共同参画プラン後期計画に対する御意見・課題等」への実施状況で、大きいところだけ御説明させていただきます。

プラン課題3、女性のキャリア形成と多様な働き方の支援では、11月23日に起業ミニメッセを三軒茶屋のキャロットタワーで行いまして、延べ2689人の参加があったりしました。その中で、今日パンフレットもおつけさせていただいていますけれども、こちらのオレンジ色のものです。これは20年ぐらい前から区で行っています先進事業者表彰という取組でございます。男女共同参画に資するような様々な事業者様を表彰するという事で、今回2つの事業所様を表彰させていただきました。そのパンフレットです。これは関係所管ですとか産業部門等、様々周知しまして、こういった事業所をどんどん横の展開で広げたいということで、続けてまいりたいと思っております。

続きまして大きいところだと、プラン課題8の性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実では、犯罪被害者等支援条例を策定するに当たって、支援の充実を図っているところでございます。

プラン課題9の暴力を容認しない意識づくりでは、今年度も女性に対する暴力防止に関する運動、暴力根絶と被害者の早期発見、早期支援についての普及啓発を行ってございます。

3ページにお戻りいただきまして、男性DV被害者に対する相談体制の拡充で、区民意識調査のときにお話しいただきましたけれども、こちらのチラシの男性相談の中に、1月17日金曜日からLINE相談も同時に加えて今展開しております。4月からまた拡充するということも検討しておりますので、その際には情報提供等をさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。そうしましたら、本日の協議事項と報告事項を全て終えましたので、マイクを事務局にお返ししたいと思います。皆さんのほうで御意見がありましたら待ちますが、お返ししてしまっていていいですか。では、お願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 部会長、皆様、いろいろと御意見ありがとうございました。また、この意見集約票がございますので、メールのベタ打ちでも結構でございますので、特に先ほどの区民意識・実態調査のクロス集計に関係するところなど、ぜひ御意見いただ

けたらありがたいと思います。1月31日までお待ちしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、今後の予定でございますけれども、次回は第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会、今年度最後の審議会を2月26日水曜日に予定しております。ここではなくて分庁舎に近いほうの梅丘パークホールで午前中を予定しておりますので、また別途御案内をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ちょうど8時、定刻になりました。本日も大変長時間どうもありがとうございました。これで第3回の部会を閉会いたします。

午後8時閉会